

第109回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年6月27日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所

東京都中央区勝どき六丁目5番23号
当社会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

招集ご通知	01
議決権行使のご案内	03
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	05
第2号議案 取締役7名選任の件	06
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	11
(添付書類)	
事業報告	12
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告書	39
株主総会会場ご案内図	

(証券コード9065)
平成30年6月5日

株 主 各 位

北九州市門司区港町6番7号
本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

山丸株式会社

代表取締役
社 長 中 村 公 大

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成30年6月26日（火曜日）午後5時35分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号
当社会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

- 報告事項** (1) 第109期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第109期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使等についてのご案内

(1) 行使方法

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、議決権行使書用紙を郵送する方法、インターネットによる方法の3つがございます。詳しくは3頁をご覧ください。

(2) 重複行使の取り扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

またインターネットにより複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(4) インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①および②までの事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.sankyu.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

監査役会が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記①および②までの事項も含まれております。また、会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記①および②の事項も含まれております。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sankyu.co.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類5頁～11頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。



■ 株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

平成30年6月27日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。



■ 郵送による議決権行使

行使期限

平成30年6月26日（火曜日）
午後5時35分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご郵送ください。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限

平成30年6月26日（火曜日）
午後5時35分まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁に記載の「インターネットによる議決権行使の方法について」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

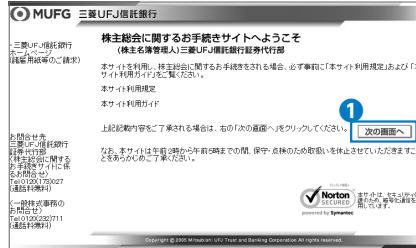
機関投資家の皆様へ：「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使の方法について

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



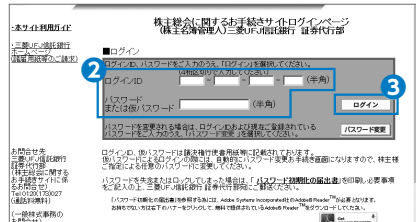
1 議決権行使サイトへアクセスする



「議決権行使サイト」トップページ

①「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

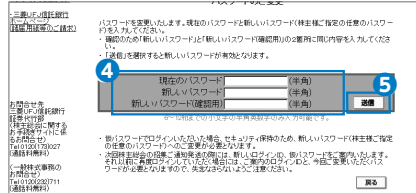


「ログインID、仮パスワード」入力画面

②お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

③「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



④現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。パスワードをお忘れにならないようご注意ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⑤「送信」をクリック

ご注意

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

議案および参考事項

第 1 号議案

剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては、株主の皆様への利益還元と将来の事業展開に備えた財務体質の強化を勘案し、決定することを基本方針としております。

当期の期末配当等につきましては、当期の事業における成果と今後の事業競争力と財務体質の強化を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき 金 45円

総額 2,722,809,465円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 7,000,000,000円

- (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、中間配当金を含めた 1 株当たりの当期の年間配当額は 75円になります。

(ご参考) すでに実施しております中間配当（1 株につき 6 円）は、平成29年10月 1 日を効力発生日として普通株式 5 株を 1 株に併合した影響を考慮した場合、1 株につき 30 円に相当しますので、期末配当（1 株につき 45 円）と合わせまして、年間配当額は 75 円となります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役 小川 隆、中里康男、井上正夫、結城俊雄、岡橋輝和の5氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後の経営体制の一層の強化を図るため社外取締役を含む取締役2名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	地位	担当	取締役会/出席回数
1	再任	おがわ たかし 小川 隆	代表取締役 専務取締役	管理管掌	100%（15回／15回）
2	再任	なか ざと やす お 中里 康男	取締役兼 常務執行役員	財務担当 CFO	87%（15回／13回）
3	再任	いの うえ まさ お 井上 正夫	取締役兼 常務執行役員	プラント・エンジニアリング事業 本部長	93%（15回／14回）
4	再任	ゆう き とし お 結城 俊雄	取締役兼 執行役員	経営企画担当	100%（15回／15回）
5	再任	おか はし てる かず 岡橋 輝和	社外 取締役		100%（15回／15回）
6	新任	おと べ ひろ し 乙部 裕史	執行役員	CTO兼技術・開発本部長	—
7	新任	いく た まさ ゆき 生田 正之	社外		—

候補者番号

1

お 小 川 たかし
隆

再 任



生年月日

昭和31年9月7日生

略歴、地位、担当

昭和55年4月 当社入社
平成15年7月 当社物流企画部長
平成17年4月 当社ロジスティクス・ソリューション事業本部 企画部長
平成20年4月 当社経営企画部長
平成23年5月 当社関西エリア長

平成23年6月 当社執行役員
平成26年4月 当社常務執行役員
当社経営企画担当
平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員
平成28年4月 当社代表取締役専務取締役
(現在)
当社管理管掌 (現在)

重要な兼職の状況

該当なし

所有する当社の株式の数

3,400株

候補者とした理由

小川隆氏は、ロジスティクス・ソリューション事業本部の企画部長、経営企画部長、および地域の経営単位の長である関西エリア長を歴任しており、当社グループの事業および会社経営においての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、当社管理部門における重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を今後も果たすことが期待できますので、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

なか ざと やす お
中 里 康 男

再 任



生年月日

昭和30年11月30日生

略歴、地位、担当

昭和54年4月 (株)三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入社
平成19年5月 同社本店長
平成20年6月 当社入社
当社執行役員
平成21年4月 当社財務副担当兼資金部長
平成24年4月 当社常務執行役員
当社財務担当 CFO

平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員
(現在)
平成25年4月 当社財務担当 CFO兼資金部長
平成26年4月 当社財務担当 CFO (現在)

重要な兼職の状況

該当なし

所有する当社の株式の数

8,100株

候補者とした理由

中里康男氏は、(株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) の出身であり、金融機関での豊富な経験を活かし当社の財務部門での執行役員を当初から約4年歴任し、平成24年6月に取締役就任後も、引き続きCFOとして6年間その職務を全うしております。当社財務部門における重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を今後も果たすことが期待できますので、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

いの うえ まさ お
井 上 正 夫

再任



生年月日

昭和31年12月9日生

略歴、地位、担当

昭和56年4月 当社入社
平成17年4月 当社千葉支店長
平成21年4月 当社君津支店長
平成24年4月 当社東日本エリア長

平成24年6月 当社執行役員
平成28年4月 当社常務執行役員
当社プラント・エンジニアリ
ング事業本部長（現在）
平成28年6月 当社取締役兼常務執行役員
（現在）

重要な兼職の状況

該当なし

所有する当社の株式の数

2,200株

候補者とした理由

井上正夫氏は、当社の基幹事業である鉄鋼・化学事業に支店トップとして深く携わり、地域の経営単位の長である東日本エリア長を歴任しており、当社グループの事業および会社経営において豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社事業部門における重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を今後も果たすことが期待できますので、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ゆう き とし お
結 城 俊 雄

再任



生年月日

昭和34年6月10日生

略歴、地位、担当

昭和58年4月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほ銀行）入社
平成21年5月 みずほ証券(株)国際部部长（出向）
平成24年1月 当社入社

平成24年4月 山九東南アジアホールディングス(株)取締役（海外出向）
平成28年4月 当社経営企画担当（現在）
平成28年6月 当社取締役兼執行役員（現在）

重要な兼職の状況

該当なし

所有する当社の株式の数

2,200株

候補者とした理由

結城俊雄氏は、(株)日本興業銀行（現(株)みずほ銀行）の出身であり、グローバルな金融機関における豊富な経験を活かし、当社の海外現地法人のホールディングス会社で取締役を約4年歴任しております。当社経営企画部門における重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を今後も果たすことが期待できますので、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

おか はし てる かず
岡 橋 輝 和

再 任

社 外



生年月日

昭和24年11月25日生

略歴、地位、担当

昭和47年 4 月 三井物産(株)入社
平成18年 4 月 同社執行役員 関西支社副支
社 長
平成21年 4 月 カナダ三井物産(株)社長

平成23年 3 月 カナダ三井物産(株)退社
平成23年 5 月 セイコーホールディングス(株)
顧問 (現在)
平成26年 6 月 当社社外取締役 (現在)

重要な兼職の状況

該当なし

所有する当社の株式の数

0株

候補者とした理由

岡橋輝和氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。今後も当社の取締役会における重要事項の決定および経営執行の監督に社外取締役として適任であると判断いたしました。
【当社の社外取締役に就任してからの年数】 4年 (本総会終結時)

候補者番号

6

おと べ ひろ し
乙 部 裕 史

新 任



生年月日

昭和35年2月13日生

略歴、地位、担当

昭和58年 4 月 住友金属工業(株) (現新日鐵住
金(株)) 入社
平成24年10月 同社 設備・保全技術センタ
ー 部長
平成28年 4 月 当社入社
当社技術・開発本部副本部長

平成28年 6 月 当社執行役員 (現在)
平成30年 4 月 当社CTO兼技術・開発本部長
(現在)

重要な兼職の状況

該当なし

所有する当社の株式の数

1,400株

候補者とした理由

乙部裕史氏は、住友金属工業(株) (現新日鐵住金(株)) の出身であり、鉄鋼業界をはじめとする設備やその保全における技術に豊富な経験を有しております。その経験を活かし当社の技術・開発本部で副本部長を2年歴任しております。当社の技術・開発部門における重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できますので、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

いく た まさ ゆき
生 田 正 之

新任

社外



生年月日

昭和32年7月31日生

略歴、地位、担当

昭和56年4月 労働省（現厚生労働省）入省 平成29年7月 退職
平成24年9月 厚生労働省総括審議官
平成26年7月 厚生労働省職業安定局長

重要な兼職の状況

該当なし

所有する当社の株式の数

0株

候補者とした理由

生田正之氏は、労働省（現厚生労働省）出身であり、会社の取締役または監査役などとして会社経営に関与されておりましたが、労働行政に携わった豊富な経験を活かし、当社の人事・労政、安全・衛生をはじめとする幅広い分野での取締役会における重要事項の決定および経営執行の監督において的確なご意見やご指導をいただけるものと判断し、社外取締役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役に関する事項は、以下のとおりであります。

(1)社外取締役との責任限定契約について

岡橋輝和氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏および生田正之氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を引き続きおよび新たに締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。

- (2)当社は、岡橋輝和氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案において同氏および生田正之氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続きおよび新たに独立役員となる予定であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、平成28年6月28日開催の第107回定時株主総会において選任いただきました補欠監査役 西 芳宏氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

にし
西

よし
芳

ひろ
宏

再 任

社 外



略歴、地位

平成20年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成21年1月 第一協同法律事務所入所（現在）

平成28年6月 当社補欠監査役（現在）

重要な兼職の状況

弁護士

所有する当社の株式の数

0株

候補者とした理由

西 芳宏氏は、会社の取締役または監査役などとして会社経営に関与されておりませんが、弁護士としての専門知識および豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、補欠監査役候補者といたしました。

生年月日

昭和47年5月4日生

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者 西 芳宏氏は、社外監査役候補者であります。
3. 西 芳宏氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。
4. 当社は、社外監査役を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案において西 芳宏氏の選任が承認可決され、法令で定める監査役の員数を欠くことになり、同氏が社外監査役に就任した場合は独立役員となる予定であります。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、中国経済の下振れリスクや地政学リスク等、先行きに不透明感があったものの、堅調な米国および欧州経済を中心に全体として緩やかな回復基調で推移しました。国内経済でも、輸出や生産活動に持ち直しが見られ、企業収益の改善が進み、個人消費や民間設備投資等も堅調で、景気の回復が継続しました。

このような経済情勢の下、当社グループの物流事業分野では、事業構造改革による収益改善やグローバルネットワークを活かした営業の拡大を推進し、機工事業分野では、プロジェクト管理を強化するとともに、システム化、工法開発・改善による効率化や原価率の改善を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、5,319億56百万円と前期比4.3%の増収となりました。また、利益面においては、営業利益が315億81百万円と16.6%の増益となり、経常利益は311億25百万円と10.9%、親会社株主に帰属する当期純利益は194億2百万円と6.6%のそれぞれ増益となりました。

連結業績ハイライト

売上高

5,319億円

前期比
4.3%

営業利益

315億円

前期比
16.6%

経常利益

311億円

前期比
10.9%親会社株主に
帰属する当期純利益

194億円

前期比
6.6%

当連結会計年度のセグメントごとの業績は次のとおりであります。

a. 物流事業

港湾事業におけるコンテナ取扱量は、底堅い荷動きの推移によりほぼ前年並みとなりました。国際物流事業では、海外子会社の新規連結等により増収、国内外での大型設備輸送案件の取扱いが拡大いたしました。3PL事業では、燃料費の高騰影響等はあったものの、前期開始の店舗向け配送作業収益の期間差ならびにお客様への作業契約料金見直し等の収益改善を進め、事業基盤の整備へ向けた施策を推進してまいりました。構内物流は、国内および海外での各製造業構内における取扱量の増加や中東での新規構内作業が全体作業量を押し上げ、物流事業全体で増収増益となりました。

売上高は2,744億81百万円と前期比5.6%の増収、セグメント利益（営業利益）は96億円と前期比27.0%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は51.6%であります。

b. 機工事業

設備工事では、国内における製造基盤整備や効率化対策工事、老朽化設備解体等の受注を拡大するとともに、コスト管理の徹底および要員調整や機材配置の効率化等により、収益性を改善いたしました。保全作業では、国内のSDM（大型定期修理工事）工事量は、前期メジャー年の工事量には届きませんでしたが、東南アジアや中東での保全作業等が増加、併せて国内大型生産設備の造成関連工事等により、機工事業全体では増収増益となりました。

売上高は2,331億73百万円と前期比3.2%の増収、セグメント利益（営業利益）は203億48百万円と前期比11.7%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は43.8%であります。

c. その他

交通インフラの整備・補修作業等の増加および製作工場作業における施工管理の強化・コスト改善等により増収増益となりました。

売上高は243億円と前期比0.1%の増収、セグメント利益（営業利益）は14億56百万円と前期比37.2%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は4.6%であります。

2. 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度は、物流事業では新規倉庫の建設、車両運搬具等の新規投資をしております。また、機工事業におきましては、機械装置、工具等の増強が主な内容になります。その他、人財確保・育成を目的とした寮の建設、教育施設建替等、総額で148億63百万円の設備投資を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、長・短借入金などによって賄っております。

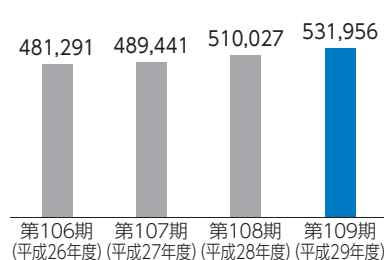
4. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

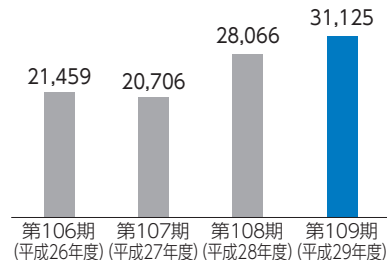
区 分	第 106 期 (平成26年度)	第 107 期 (平成27年度)	第 108 期 (平成28年度)	第 109 期 (平成29年度) (当 期)
売上高 (百万円)	481,291	489,441	510,027	531,956
経常利益 (百万円)	21,459	20,706	28,066	31,125
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,750	12,911	18,208	19,402
1 株当たり当期純利益 (円)	195.15	214.38	300.86	320.63
総資産 (百万円)	375,184	371,243	383,448	402,028
純資産 (百万円)	145,383	147,756	162,881	182,212

(注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。第106期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

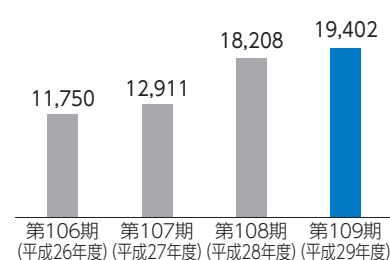
売上高 (百万円)



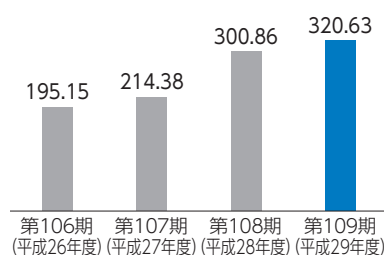
経常利益 (百万円)



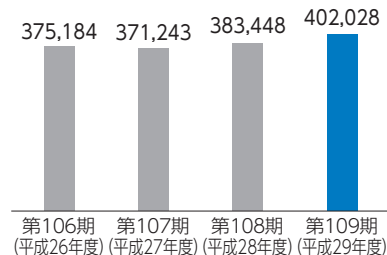
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



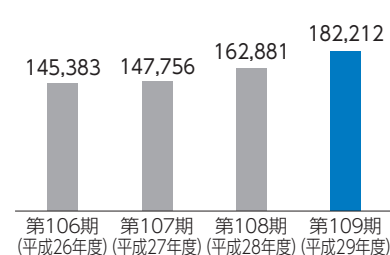
1 株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 106 期 (平成26年度)	第 107 期 (平成27年度)	第 108 期 (平成28年度)	第 109 期 (平成29年度) (当 期)
売上高 (百万円)	346,094	343,449	371,062	375,385
経常利益 (百万円)	17,617	16,065	18,880	21,485
当期純利益 (百万円)	10,956	10,074	13,133	13,065
1 株当たり当期純利益 (円)	181.60	166.89	215.68	215.42
総資産 (百万円)	281,298	294,439	306,926	317,911
純資産 (百万円)	94,587	100,744	111,264	120,923

(注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。第106期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 企業集団が対処すべき課題

企業を取巻く経営環境は、国内における少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や将来的な国内需要の縮小、海外においては政治的・地政学的リスクの増大など、国内外共に先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループにおいては、これらの状況を踏まえ、更なる競争力強化のために「筋肉質な収益体質を構築すること」、またお客様のグローバルサプライチェーンに貢献するために一層の「グローバル化を推進すること」を中長期的な課題と捉えております。中期経営計画においては、以下の4点に重点を置き「将来にわたってお客様から選ばれる企業であり続ける」ための諸施策を強力に推進してまいります。

① 収益力向上

国内外の各部門において費目別の原価率管理を徹底すること、また、新工法の開発や省人化・機械化等による生産性向上を図ることにより、マーケットにおいて「勝てる原価作り」を推進してまいります。構内作業に代表されるように、いつもお客様のそばに寄り添って事業を営んでいる強みを活かし、お客様のニーズを見極め、適正な価格でご満足いただけるサービスを提供してまいります。

物流事業における国内外の倉庫や、機工事業における大型クレーン、ユニットドーリなど、戦略的に行っている設備投資に関しては、その機能を十分に活かした高付加価値なサービスを提供することで、投資の早期回収を図っていくと共に、不採算作業の高収益作業への転換・切替えを推進し、グループ全体で収益力の向上に努めてまいります。

② 人財強化

当社グループが提供している物流事業、機工事業のサービスは、「人」が生み出す力であり、人財の確保・育成は最も重要な課題と認識しております。日本国内においては、既に人手不足の問題が顕在化しており、当社グループ全体で計画的に必要な人財を採用し、その教育に力を注いでまいります。これまで脈々と培ってきた技術・技能・ノウハウを伝承し現場力を強化することで、更に高品質なサービスを提供してまいります。

特に機工事業の工事やメンテナンスにおいては、必要なときに必要な人財を組織的に供給することができる「動員力」が当社グループの強みであり、関係会社を含めた当社グループと、各事業における協力会社との連携をより強固なものとし、全国において要員の流動化を図りながら、動員力の維持・拡大に努めてまいります。また海外においては、各地域におけるパートナーを選定し、戦略的提携・協業、資本提携を含めた選択肢の中で基盤の強化を図り、グローバルな動員体制を整えてまいります。

③ 事業拡大

長期ビジョンにおいてコア事業に掲げている、「プラント・エンジニアリング（機工）」、「オペレーション・サポート（工場構内サービス）」、「ロジスティクス（物流）」、3事業がそれぞれ強みを磨くと共に各事業が連携し、工場建設から構内における操業・メンテナンス、原材料や製品の物流まで、ワンストップのサービスを提供することができる「山丸のユニーク」を武器として新しい事業領域にも進出し、グローバルに事業を拡大していくことを目指しております。

プラント・エンジニアリング事業においては、EPCに重量物輸送のT（Transport）を加えた独自のEPTCビジネスモデルを武器に、お客様のFS（事業性検証）段階から参画することにより海外プロジェクト案件を確実に獲得してまいります。メンテナンスにおいては、3PM（一括メンテナンス）のサービスを更に進化させ、お客様の上流工程に対応できる技術力を磨き、海外メジャーのお客様への参入を目指してまいります。また、鉄鋼・化学業界に次ぐ第3の柱として、電力・エネルギー業界へ注力してまいります。

オペレーション・サポート事業においては、お客様のアウトソーシングニーズが一段と高まる中、操業・物流ならびに設備保全の作業全般について、計画的に要員を確保した上で教育のための拠点を整備し、お客様の要求に応えることのできる体制を構築してまいります。国内の各製鉄所におけるコークス炉更新工事については、「コークス炉の山九」としての地位を確立し、シリーズでの継続受注を目指してまいります。また、海外において需要が高まっている化学プラントのメンテナンスについては、日本で培ったノウハウを海外に展開できるよう、日本と海外現地法人の連携を強化し海外での事業拡大を図ってまいります。

ロジスティクス事業においては、自由貿易の拡大に対応すべく、グローバルネットワークを活かしたフォワーディング事業の更なる拡大に注力し、日本と各現地法人において確実に輸出入作業を獲得することで国際物流事業を拡大してまいります。物流システムを基盤とした合理化・省力化を推進し、組織的な営業活動を強化することで、お客様のグローバルサプライチェーンマネジメントに貢献するための積極的な提案営業を行ってまいります。

④ 基盤強化

当社グループのすべての事業の基盤となる、「安全・品質・コンプライアンス」文化の浸透を図ってまいります。グローバルに事業が拡大する中で、山九品質を世界に浸透させると共に、グループガバナンス体制を強化し、グローバルなリスク管理を徹底してまいります。

「中期経営計画2020」においては、指標として「営業利益率5.0%以上」「D／Eレシオ0.6以下」の維持を掲げ、筋肉質な収益体質を構築し持続的な成長を図ると共に、安定した財務体質を維持してまいります。なお、ROEについても引き続き重視した経営をしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
山九プラントテクノ株式会社（東京都）	450	100	機器据付業
株式会社サンキュウ・トランスポート・東京（東京都）	99	100	運輸業
株式会社スリーエス・サンキュウ（東京都）	97	100	運輸・倉庫業
株式会社サンキュウ SHIPPING（東京都）	70	100	海運代理店業
サンキュウビジネスサービス株式会社（東京都）	30	100	人材サービス業
株式会社サンキュウ・トランスポート・東日本（千葉県）	99	100	運輸業
山九東日本サービス株式会社（千葉県）	46	97	人材サービス業
日本工業検査株式会社（神奈川県）	90	100	非破壊検査業
株式会社山九海陸（神奈川県）	51	91	港湾運送業
株式会社サンキュウ・トランスポート・中国（山口県）	50	100	運輸業
中国ビジネスサービス株式会社（山口県）	10	100	人材サービス業
株式会社インフォセンス（福岡県）	100	100	情報サービス業
Sankyu Southeast Asia Holdings Pte.Ltd.（シンガポール）	百万シンガ ポールドル 63.2	100	地域統括
P.T.Sankyu Indonesia International（インドネシア）	百万USD 3.8	63	運輸・機器据付業
Sankyu(Singapore)Pte.Ltd.（シンガポール）	百万シンガ ポールドル 5.0	100	運輸・倉庫・機器据付業
Sankyu(Malaysia)Sdn.Bhd.（マレーシア）	百万マレーシア リンギット 8.0	100	運輸・倉庫・機器据付業
Sankyu-Thai Co.,Ltd.（タイ）	百万タイバーツ 32.0	55	運輸・機器据付業
Sankyu Laem Chabang(Thailand)Co.,Ltd.（タイ）	百万タイバーツ 140.0	98	運輸・倉庫業
Sankyu Saudi Arabia Co.（サウジアラビア）	百万リヤル 3.0	80	運輸・機器据付業

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
		%	
Sankyu ARCC Saudi Co. (サウジアラビア)	百万リヤル 7.5	51	修理保全業
山九東源国際(香港)有限公司 (中国)	百万HKドル 32.0	99	運輸・倉庫業
北京山九物流有限公司 (中国)	百万USドル 7.0	100	運輸・倉庫業
上海経貿山九儲運有限公司 (中国)	百万USドル 4.7	90	運輸・倉庫・機器据付業
広州山九物流有限公司 (中国)	百万人民元 16.0	99	運輸・倉庫業
Sankyu S/A (ブラジル)	百万ブラジル レアル 58.0	100	運輸・機器据付業

7. 主要な事業内容

山九グループは、「産業界を支える総合サービス業」として、次の事業を行っており、国内および海外において幅広く一貫責任体制のもとに業務を実施しております。

物 流 事 業 【 港 湾 物 流 】 【 一 般 物 流 】 【 国 際 物 流 】 【 構 内 物 流 】	荷主または船舶運送事業者の委託により、港湾における船舶の貨物荷卸し・積み込み、本船内での荷繰り業務等の実施、貨物の上屋・倉庫の保管・入出庫業務、輸出入貨物の乙仲・通関および船舶代理店業務、国際複合輸送を実施。併せて、引越・一般貨物の自動車輸送ならびに廃棄物等の特殊輸送を実施しております。 また、お客様の工場構内における原材料および製品の輸送、製品の梱包・倉庫保管・出荷等の構内物流業務を実施しております。
機 工 事 業 【 設 備 工 事 】 【 重 量 機 場 】 【 メンテナンス 】 【 設 備 土 建 】	製鉄機械、石油化学および電力関連装置、橋梁・産業機械、環境整備設備等の機器製作・据付、配管工事ならびにこれら装置類の管理から検査、補修までを行うメンテナンス業務の実施と併せ、装置類据付に伴う土木基礎工事、建屋建築工事等も実施しております。 また、モジュールプラント等の重量物輸送を実施しております。
そ の 他 【 土 木 ・ 建 築 】 【 不 動 産 】 【 そ の 他 】	上記2事業以外に、土木・建築工事、機材賃貸および不動産取引等の業務を実施しております。 また、情報システム、人材派遣、保険代理店等のサービス業を実施しております。

8. 主要な営業所および事業所

本店 福岡県北九州市門司区港町6番7号

本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

ロジスティクス・ソリューション事業本部

企画部（東京都）、営業部（東京都）、3 P L 営業部（東京都）

国際・港運事業部

港運部（東京都）、国際物流推進部（東京都）

3 P L 事業部

3 P L 業務部（東京都）、陸運・エコビジネス部（東京都）

中国・東アジア事業部

中国・東アジア事業推進部（東京都）

ビジネス・ソリューション事業本部

企画部（東京都）、鉄鋼メンテナンス部（東京都）、コークス炉プロジェクト部（千葉県）、

鉄鋼第一部（東京都）、鉄鋼第二部（東京都）、化学営業部（東京都）、化学事業推進部（東京都）

プラント・エンジニアリング事業本部

企画部（東京都）、営業部（東京都）

プロジェクト事業部

海外プラント輸送部（東京都）、海外プロジェクト部（東京都）、海外エンジニアリング部（東京都）

プラント事業部

プラント事業統括部（福岡県）、設計部（福岡県）、重量機工部（福岡県）、プラント工事部（福岡県）、

製造・調達部（福岡県）、設備土建部（福岡県）、機材部（福岡県）

メンテナンス事業部

メンテナンス事業統括部（東京都）、メンテナンス技術部（千葉県）

技術・開発本部

技術・開発部（東京都）、品質保証部（福岡県）、I T 企画部（東京都）

東日本エリア

東日本エリア統括部（千葉県）、君津支店（千葉県）、設備エンジニアリングセンター（千葉県）、千葉支店（千葉県）、苫小牧支店（北海道）、鹿島支店（茨城県）、鹿島鉄鋼支店（茨城県）、南関東支店（神奈川県）

首都圏エリア

首都圏エリア統括部（東京都）、北関東支店（埼玉県）、東北支店（宮城県）、東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、首都圏DC支店（神奈川県）

中部エリア

中部エリア統括部（愛知県）、静岡支店（静岡県）、東海支店（愛知県）、知多支店（愛知県）、名古屋支店（愛知県）、四日市支店（三重県）、三重支店（三重県）

関西エリア

関西エリア統括部（大阪府）、関西エリア開発営業部（大阪府）、泉北支店（大阪府）、北陸支店（富山県）、和歌山支店（和歌山県）、大阪鉄鋼支店（大阪府）、大阪支店（大阪府）、神戸支店（兵庫県）、兵庫支店（兵庫県）、京滋支店（滋賀県）

中・四国エリア

中・四国エリア統括部（広島県）、岡山支店（岡山県）、四国支店（愛媛県）、東中国支店（広島県）、呉支店（広島県）、広島支店（広島県）、岩国支店（山口県）、光支店（山口県）、周南支店（山口県）

九州エリア

九州エリア統括部（福岡県）、九州エリア開発営業部（福岡県）、八幡支店（福岡県）、北九州支店（福岡県）、門司支店（福岡県）、若松支店（福岡県）、福岡支店（福岡県）、大分支店（大分県）、大分東支店（大分県）、宮崎支店（宮崎県）

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
30,575名	1,020名減

(注) 従業員数は、山九グループからグループ外への出向者（90名）を除き、グループ外から山九グループへの出向者（76名）を含む就業人員であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11,663名	246名増	39.9歳	14.2年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員で記載しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者（1,097名）を除き、他社から当社への出向者（236名）を含む就業人員であります。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	10,667
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	5,684
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,201
株式会社三井住友銀行	756
みずほ信託銀行株式会社	551

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	中 村 公 一	CEO
代 表 取 締 役 社 長	中 村 公 大	COO
代 表 取 締 役 副 社 長	吾 郷 康 人	CTO兼技術・開発本部長
代表取締役専務取締役	美 好 秀 樹	事業・エリア管掌兼エリア統括兼安全・環境統括
代表取締役専務取締役	小 川 隆	管理管掌
取締役兼常務執行役員	中 里 康 男	財務担当 CFO
取締役兼常務執行役員	池 上 僚 一	ビジネス・ソリューション事業本部長
取締役兼常務執行役員	米 子 哲 朗	人事・労政担当
取締役兼常務執行役員	井 上 正 夫	プラント・エンジニアリング事業本部長
取締役兼常務執行役員	奥 田 雅 彦	ロジスティクス・ソリューション事業本部長
取 締 役 兼 執 行 役 員	結 城 俊 雄	経営企画担当
社 外 取 締 役	岡 橋 輝 和	
社 外 取 締 役	堀 啓二郎	
常 勤 監 査 役	和 知 啓 彦	
常 勤 監 査 役	吉 田 信 之	
常勤監査役(社外監査役)	武 田 敬一郎	
社 外 監 査 役	小 川 憲 久	弁護士

- (注) 1. 平成29年6月28日開催の第108回定時株主総会において、奥田雅彦氏が取締役に、吉田信之氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成29年6月28日開催の第108回定時株主総会の終結の時をもって、平栗直樹氏は任期満了により、細井研二氏は辞任により取締役を退任、また、島田正彦氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役岡橋輝和、堀 啓二郎の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役武田敬一郎、小川憲久の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役岡橋輝和氏および堀 啓二郎氏、監査役武田敬一郎氏および小川憲久氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。
6. 常勤監査役和知啓彦氏は、当社財務部門において長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 常勤監査役（社外監査役）武田敬一郎氏は、金融機関における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

8. 当事業年度末後の取締役の異動
平成30年4月1日付をもって、取締役の担当の一部が変更され、次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当
代 表 取 締 役 副 社 長	吾 郷 康 人	—

2. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 15名 829,700千円（うち社外2名 22,400千円）
監査役 5名 114,100千円（うち社外2名 48,900千円）

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役2名および監査役1名に支給した報酬が含まれております。
2. 報酬等の額には、役員賞与総額338,100千円（うち取締役賞与13名総額308,000千円、監査役賞与4名総額30,100千円）が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

- (1) 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	岡 橋 輝 和	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100％）出席し、企業経営者としての専門的見地から適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行いました。
	堀 啓二郎	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100％）出席し、企業経営者としての専門的見地から適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行いました。
社 外 監 査 役	武 田 敬一郎	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100％）、監査役会17回のうち17回（100％）出席し、金融機関における長年の経験を生かして適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行いました。
	小 川 憲 久	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回（93％）、監査役会17回のうち17回（100％）出席し、弁護士としての専門的見地から適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行いました。

- (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき報酬等の額	60,000千円
(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63,350千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人からの見積書および担当部署による査定の内容を精査した結果、前年実績・監査品質・監査計画時間を鑑み妥当であると全員が合意し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Sankyu(Singapore)Pte.Ltd.(シンガポール)、上海経貿山九儲運有限公司(中国)、Sankyu S/A(ブラジル)をはじめとした海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社および一部の連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務に係る調査を委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

V 会社の体制および方針

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

1. 内部統制システム

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「倫理規程」「コンプライアンス規程」に則り、これらの遵守を図っている。
- ②取締役会については、「取締役会規程」によって適切な運営が確保されており、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて書面決議も含め随時開催している。取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて公認会計士、弁護士等の意見を聴取し、法令及び定款違反行為の未然防止に努めている。また、当社は、監査役会設置会社であり、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行について監査を行っており、経営機能に対する監督強化に努めている。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告しその是正を図る。
- ③反社会的勢力に対しては、「倫理規程」において市民生活の秩序・安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力・団体との関係を一切遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行っていない旨規定している。また、特殊暴力防止対策協議会に加入しており所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「情報管理基本規程」に基づき、当社のすべての情報の適切かつ円滑な保護、管理及び活用を図っている。また、同規程の下位規程である「文書管理規程」「電子情報管理規程」及び「稟議規程」に基づき保存及び管理について適切かつ確実に実施している。法定備置書類については、法令及び「文書管理規程」に定められた期間内は閲覧可能な状態を維持している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社が日常的に対象とする経営・品質、法的、事故・災害・地震・風水害、人権・個人、環境、ＩＴ情報、財務、海外・カントリーリスク等に係るリスク案件（関係会社を含む。）について「リスクマネジメント規程」に基づき各所管部署において潜在リスクを洗い出し、把握、評価して適切な対策を立て、報告または審議する必要があると判断される案件は、所定のレポートラインに従って経営企画部へ定期的に報告している。
- ②経営企画部に報告された各リスク案件で審議する必要があると判断されたものは、年２回、社長、代表取締役及び社長が指名した者により構成される経営会議で報告させ、総合的に対応策を検討している。特に、重要な案件については、取締役会に報告している。
- ③当社が会社の経営（関係会社を含む。）や役職員の危機に伴い、緊急の行動をとる事態が発生した場合には「クライシスマネジメント規程」に基づきその対応及び拡大を防止している。組織対応として代表取締役を本部長とする特別対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーを加えた組織の下で迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努める体制を整えている。
- ④事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っている。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会が執行決定を行う。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入している。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規程」「業務分掌」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。
- ③取締役会は、あらかじめ「稟議規程」を定めており、取締役会に付議しなくてよい事案については、権限委譲による効率的な業務を遂行している。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「倫理規程」をコンプライアンス行動規範とし、国の内外を問わず、すべての法律及び国際ルール及びその精神を遵守するために「コンプライアンス規程」を制定している。取締役会は、コンプライアンス体制を構築・維持し、コンプライアンスの実現確保を図っている。この体制を推進するために、代表取締役を委員長とするグループ全体を統括するコンプライアンス委員会を設置、また下部体制として各部門担当役員等を委員長とするコンプライアンスサブ委員会を設置し、推進体制の充実を図っている。また、環境に関するコンプライアンスを強化徹底させるため、「環境管理規程」に則り、環境保全の継続的な活動を推進している。
- ②当社及びグループの内部通報制度である「さんきゅうホットライン」を設置し、法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めている。
- ③コンプライアンスを徹底させるため役員・階層別・職種別研修会を実施している。
- ④内部監査に関しては、「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び子会社についての業務・会計等の監査を実施している。内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役との連携を図っている。また、内部監査部は、社長直轄組織とし、より一層の監査強化を図っている。
- ⑤法律等が改正・変更になった場合には、法務部及び総務・CSR部が中心となり当社に関係がある内容について、規程の新規作成・改定、社内通達及びその徹底を図るための社内教育等の必要な施策を講じている。
- ⑥金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するため、内部統制基本方針を定め、この基本方針に基づく「内部統制規程」を制定し、財務報告に係る内部統制に関する体系を明確にするとともに、体制、責任者、実施内容等の基本項目を定めて適切な運用を図っている。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ全体として、業務の適正を確保するため、「関係会社管理運営規程」に則り、当社と関係会社が相互に協調することにより総合力を発揮している。経営管理においては、グループ経営の基本方針を定めるとともに、「関係会社管理運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度を徹底する。必要に応じてモニタリングも実施する。また、関係会社社長会議を開催し、情報交換や情報共有化を図っている。
- ②子会社との情報交換、人事交流をはじめ、子会社との連携体制を確立している。
- ③子会社が当社からの経営管理や経営指導内容に背き法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた当社責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、速やかに各所管部署に報告し是正を求めるとともに、コンプライアンス委員会及び監査役（子会社と当社）に報告する。
また、双方の監査役は意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。

- ④当社の経営管理や経営指導内容が、法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、コンプライアンス委員会及び監査役（当社と子会社）に報告し是正を求める。また、双方の監査役は、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
- ⑤内部通報制度をグループ会社全体を対象とした制度として位置付け、適切な運営を行っている。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から補助すべき使用人の配置要請があった場合は、その人選については、監査役会と協議の上、同意を得て配置することとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助すべき使用人を配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の業務遂行は、監査役の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人に係る人事異動・人事評価・懲戒処分等は監査役会の同意を得なければならないものとする。

(9) 監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- a.取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。
- b.監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。
- c.内部通報制度を通じて得た法令違反その他コンプライアンス上の問題は、監査役へ報告を行う。

②子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者や内部通報者に対しては、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

また、監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合の費用については、会社に請求することができる。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①内部監査部が行う内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役監査の実効性を高めるとともに必要に応じて、監査役は、公認会計士、弁護士等の外部専門家の意見を聴取して監査の実効性を確保する。

②監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス規程に従い、グループ全体を統括するコンプライアンス委員会、その下部組織として各事業本部および各エリア等にコンプライアンスサブ委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の強化を図っております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスに関する重要事項等の審議および事前に開催したコンプライアンスサブ委員会の報告事項等の報告を行いました。

(2) リスク管理体制

リスクマネジメント規程に従い、各所管部署において潜在リスクを洗い出し、必要があると判断された案件については、経営会議において年2回報告し、総合的に対応策を検討いたしました。

また、事業継続計画（BCP）を策定しており、その周知および実効性の向上を図るため、大規模地震を想定した全社防災訓練を実施いたしました。

(3) 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役13名で構成されており、取締役会規程に従い適切に運営されております。当事業年度においては、15回開催され、重要事項の決定および取締役相互の業務執行状況の監督等を行いました。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度においては、17回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議および決議を行いました。

また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や、代表取締役との定期的な会合、内部監査部との情報交換等により、監査の実効性の確保に努めております。

(5) 内部監査の実施

監査規程に従い、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門および子会社についての業務・会計等の監査を実施いたしました。内部監査の結果は、監査担当役員の承認を得て、年2回定期的に取締役会に報告しております。また、監査役にも報告し、監査役との連携を図っております。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	197,794	流動負債	140,073
現金及び預金	28,812	支払手形及び買掛金	76,792
受取手形及び売掛金	150,559	短期借入金	12,516
有価証券	2,127	1年内償還予定の社債	12,000
未成作業支出金	4,333	リース債務	3,347
その他のたな卸資産	1,768	未払法人税等	5,109
繰延税金資産	3,543	未成作業受入金	2,031
その他	6,836	繰延税金負債	0
貸倒引当金	△187	賞与引当金	6,691
		役員賞与引当金	374
固定資産	204,233	工事損失引当金	103
有形固定資産	144,998	完成工事補償引当金	63
建物及び構築物	59,553	その他	21,041
機械装置及び運搬具	14,816	固定負債	79,742
土地	59,803	社債	20,000
リース資産	6,871	長期借入金	15,815
建設仮勘定	1,059	リース債務	4,853
その他	2,893	繰延税金負債	519
無形固定資産	8,233	再評価に係る繰延税金負債	4,530
のれん	3,646	役員退職慰労引当金	180
その他	4,586	退職給付に係る負債	30,124
投資その他の資産	51,001	資産除去債務	2,170
投資有価証券	27,262	その他	1,548
退職給付に係る資産	6,429	負債合計	219,816
繰延税金資産	5,850	(純資産の部)	
その他	13,114	株主資本	172,204
貸倒引当金	△1,654	資本金	28,619
資産合計	402,028	資本剰余金	12,704
		利益剰余金	139,622
		自己株式	△8,742
		その他の包括利益累計額	6,658
		その他有価証券評価差額金	7,680
		繰延ヘッジ損益	△35
		土地再評価差額金	△1,351
		為替換算調整勘定	△1,137
		退職給付に係る調整累計額	1,501
		非支配株主持分	3,350
		純資産合計	182,212
		負債・純資産合計	402,028

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成29年 4 月 1 日
至 平成30年 3 月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		531,956
売上原価		480,189
売上総利益		51,766
販売費及び一般管理費		20,185
営業利益		31,581
営業外収益		
受取利息	420	
受取配当金	524	
持分法による投資利益	55	
その他	1,462	2,463
営業外費用		
支払利息	640	
為替差損	1,065	
その他	1,213	2,919
経常利益		31,125
特別利益		
社会保険料還付金	463	463
特別損失		
減損損失	1,217	
固定資産除売却損	330	1,547
税金等調整前当期純利益		30,040
法人税、住民税及び事業税	10,176	
法人税等調整額	174	10,351
当期純利益		19,689
非支配株主に帰属する当期純利益		287
親会社株主に帰属する当期純利益		19,402

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	28,619	12,726	124,120	△8,696	156,770
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△3,933	—	△3,933
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	19,402	—	19,402
自己株式の取得	—	—	—	△45	△45
自己株式の処分	—	0	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	33	—	33
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	△22	—	—	△22
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△21	15,502	△45	15,434
当期末残高	28,619	12,704	139,622	△8,742	172,204

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株主持分	純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,603	△79	△1,317	△2,155	916	2,966	3,144	162,881
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△3,933
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	19,402
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△45
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	33
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	△22
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	2,077	43	△33	1,018	585	3,691	205	3,896
連結会計年度中の変動額合計	2,077	43	△33	1,018	585	3,691	205	19,331
当期末残高	7,680	△35	△1,351	△1,137	1,501	6,658	3,350	182,212

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	125,931
現金及び預金	4,500
受取手形	2,494
売掛金	104,312
未成作業支出金	3,118
その他のたな卸資産	1,496
前払費用	518
繰延税金資産	2,587
短期貸付金	1
関係会社短期貸付金	3,031
未収入金	706
その他	3,166
貸倒引当金	△3
固定資産	191,980
有形固定資産	119,928
建物	48,476
構築物	2,229
機械装置	6,436
船舶	196
車両運搬具	1,201
工具器具備品	1,654
土地	53,860
リース資産	4,933
建設仮勘定	940
無形固定資産	4,363
借地権	1,199
ソフトウェア	2,633
リース資産	181
電話加入権	175
その他	174
投資その他の資産	67,688
投資有価証券	19,214
関係会社株式	26,646
出資金	12
関係会社出資金	3,773
長期貸付金	458
従業員に対する長期貸付金	0
関係会社長期貸付金	5,734
破産更生債権等	1,120
長期前払費用	865
前払年金費用	2,661
差入保証金	3,470
繰延税金資産	3,885
その他	1,346
貸倒引当金	△1,502
資産合計	317,911

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	127,777
支払手形	5,579
買掛金	56,931
短期借入金	24,400
1年内返済予定の長期借入金	6,854
1年内償還予定の社債	12,000
リース債務	2,152
未払金	3,595
未払法人税等	3,141
未払消費税等	338
未払費用	3,241
未成作業受入金	486
預り金	2,147
前受収益	27
賞与引当金	6,345
役員賞与引当金	338
工事損失引当金	103
完成工事補償引当金	37
その他	55
固定負債	69,211
社債	20,000
長期借入金	15,007
リース債務	3,167
退職給付引当金	23,847
再評価に係る繰延税金負債	4,530
資産除去債務	2,142
その他	515
負債合計	196,988
(純資産の部)	
株主資本	114,317
資本金	28,619
資本剰余金	12,397
資本準備金	11,936
その他資本剰余金	461
利益剰余金	82,042
利益準備金	310
その他利益剰余金	81,732
固定資産圧縮積立金	968
別途積立金	66,400
繰越利益剰余金	14,363
自己株式	△8,742
評価・換算差額等	6,605
その他有価証券評価差額金	7,992
繰延ヘッジ損益	△35
土地再評価差額金	△1,351
純資産合計	120,923
負債・純資産合計	317,911

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	375,385
売上原価	342,629
売上総利益	32,756
販売費及び一般管理費	12,260
営業利益	20,496
営業外収益	
受取利息	193
受取配当金	1,630
受取賃貸料	259
その他	428
	2,511
営業外費用	
支払利息	385
社債利息	154
為替差損	554
その他	426
	1,522
経常利益	21,485
特別損失	
関係会社株式評価損	1,710
固定資産除却損	330
	2,040
税引前当期純利益	19,445
法人税、住民税及び事業税	6,126
法人税等調整額	252
当期純利益	13,065

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
						固定資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰余金			
当期首残高	28,619	11,936	461	12,397	310	982	57,400	14,196	72,889	△7,748	106,157
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	9,000	△9,000	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△3,946	△3,946	—	△3,946
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	13,065	13,065	—	13,065
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△993	△993
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△13	—	13	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	33	33	—	33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	△13	9,000	166	9,152	△993	8,159
当期末残高	28,619	11,936	461	12,397	310	968	66,400	14,363	82,042	△8,742	114,317

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,503	△79	△1,317	5,106	111,264
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△3,946
当期純利益	—	—	—	—	13,065
自己株式の取得	—	—	—	—	△993
自己株式の処分	—	—	—	—	0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	33
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,488	43	△33	1,499	1,499
事業年度中の変動額合計	1,488	43	△33	1,499	9,658
当期末残高	7,992	△35	△1,351	6,605	120,923

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

山九株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増村 正之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一貴 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山九株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山九株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

山九株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増 村 正 之 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 原 一 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山九株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、子会社に赴き事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月15日

山 九 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤監査役	和 知 啓 彦 ㊞
常勤監査役	吉 田 信 之 ㊞
常勤監査役(社外監査役)	武 田 敬一郎 ㊞
社外監査役	小 川 憲 久 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図	東京都中央区勝どき六丁目5番23号 当社会議室	当日のお問い合わせ 代表 03(3536)3939
-------------------	-----------------------------------	------------------------------

当日のお問い合わせ
代表 03(3536)3939



交通アクセス



バス停「勝どき駅前」から、「豊海水産埠頭行」をご利用ください。都営バスは「都04」（東京駅丸の内南口発）と「門33」（亀戸駅前発）の2系統がごさいます。

